

青森県報

号外第九十一号

平成十六年
十二月二十日
(月曜日)

目 次

人事委員会

人事委員会規則七 一八六(平成十六年改正条例附則第五項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員)の給料の切替え等……………(職員課) ……一

人事委員会規則七 一九(給料の調整額)の一部を改正する規則……………(同) ……一

人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則……………(同) ……二

人事委員会規則七 八〇(期末手当、勤勉手当及び期末特別手当)の一部を改正する規則……………(同) ……三

人事委員会規則七 八五(寒冷地手当)の一部を改正する規則……………(同) ……三

人事委員会

人事委員会規則七 一八六(平成十六年改正条例附則第五項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員)の給料の切替え等(をここに公布する)。

平成十六年十二月二十日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 一八六

平成十六年改正条例附則第五項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員)の給料の切替え等

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十六年十二月青森県条例第五十九号。以下「改正条例」という。)附則第五項の規定に基づき、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において同条例附則第二項に規定する旧級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間について定めるものとする。

(給料月額の切替え)

第二条 改正条例附則第二項の規定により同項に規定する新級を決定される職員のうち、施行日の前日において同項に規定する旧級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額(以下「新給料月額」という。)は、施行日の前日においてその者が受けていた給料月額(以下「旧給料月額」という。)と同じ額とする。

(期間の通算)

第三条 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の職員の給与に関する条例(昭和二十六年七月青森県条例第三十七号)第四条第八項ただし書の規定又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十二年十二月青森県条例第七十一号)附則第五項の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間)をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七 一九(給料の調整額)の一部を改正する規則(をここに公布する)。

平成十六年十二月二十日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介
人事委員会規則七 一九(給料の調整額)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一九（給料の調整額）の一部を次のように改正する。
別表第二の教育職給料表(三)の表を次のように改める。

ナ 教育職給料表(三)

| 職務の級 | 調 整 基 本 額 |
|------|--|
| 1 級 | 11,100円。ただし、2号給 9,126円、3号給 9,522円、4号給 9,922円、5号給10,350円、6号給10,773円 |
| 2 級 | 12,600円。ただし、1号給11,371円、2号給11,952円、3号給 12,523円 |
| 3 級 | 13,500円。ただし、1号給12,852円 |
| 4 級 | 16,200円 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七 三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月二十日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号才中「五級」を「四級」に改める。

別表第一の教育職給料表(三)級別標準職務表を次のように改める。

力 教育職給料表(三)級別標準職務表

| 職務の級 | 標 準 的 な 職 務 |
|------|-------------|
| 一 級 | 大学の助手の職務 |
| 二 級 | 大学の講師の職務 |
| 三 級 | 大学の助教授の職務 |

四 級 大学の教授の職務

別表第二の教育職給料表(三)級別資格基準表を次のように改める。

力 教育職給料表(三)級別資格基準表

| 職 種 | 学 歴 | 職 務 の 級 | | |
|-------|-------|---------|-----|-----|
| | | 一 級 | 二 級 | 三 級 |
| 免 許 等 | 学 許 等 | | | |
| | 一 級 | | | |
| 助 授 | 短 大 卒 | | | 九 |
| | 大 学 卒 | | | 九 |
| 助 教 授 | 短 大 卒 | | 九 | 六 |
| | 大 学 卒 | | 九 | 六 |
| 講 師 | 短 大 卒 | | 九 | 六 |
| | 大 学 卒 | | 九 | 六 |
| 助 手 | 短 大 卒 | | 九 | 六 |
| | 大 学 卒 | | 九 | 六 |

別表第六の教育職給料表(三)初任給基準表を次のように改める。

力 教育職給料表(三)初任給基準表

| 職 種 | 学 歴 | 免 許 等 | 初 任 給 |
|-------------|---|-----------|-----------|
| 博 士 課 程 修 了 | 博 士 課 程 修 了 (大 学 六 卒 後 の も の に 限 る 。) | 一 級 一 号 給 | 一 級 一 号 給 |
| | 一 級 九 号 給 | | |

| | |
|----|-----------------|
| 助手 | |
| 大修 | 士 学 課 程 六 修 卒 了 |
| 大 | 卒 了 |
| | 一級 五号給 |
| | 一級 二号給 |

別表第七中

| | | |
|---------------------|---------------------|-------|
| 海事職給料表 教育職給料表(一) | 海事職給料表 教育職給料表(一) | を |
| 教育職給料表(二) | 教育職給料表(二) | |
| 教育職給料表(三) | 研究職給料表 | に改める。 |
| 研究職給料表 | 教育職給料表(三) | |
| 医療職給料表(一) | 医療職給料表(一) | |
| 二級 | 二級 | |

別表第七の二中

| | | | | | |
|-----------|------|------|------|------|-------|
| 教育職給料表(二) | 一〇号給 | 一四号給 | 九号給 | 一一号給 | を |
| 教育職給料表(三) | 一四号給 | 九号給 | 一一号給 | | に改める。 |

附 則

1 (施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

(教育職給料表(三)の適用を受ける職員)の在級年数等に関する経過措置)

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十六年十二月青森県条例第五十九号) 附則第二項の規定により同条例の施行の日(以下「施行日」という。)

におけるその者の職務の級を定められた職員(以下「改正条例附則第二項適用職員」という。)(に対するこの規則による改正後の人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)(以下「新規則」という。)(別表第二の級別資格基準表の適用については、施行日の前日においてその者が属していた職務の級に同日まで引き続き在職していた期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。

3 改正条例附則第二項適用職員に係る施行日以後の職務の級の二級上位の職務の級

への昇格(施行日から平成十七年十二月十九日までの間における新規則第二十条の規定によるものに限る。)(については、同条第三項中「現に属する職務の級に一年以上」とあるのは、「平成十六年十二月十九日においてその者が属していた職務の級及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十六年十二月青森県条例第五十九号) 附則第二項の規定により定められた職務の級に通算一年以上」とする。

(教育職給料表(三)の適用を受ける職員)の施行日における昇格又は降格の特例)

4 改正条例附則第二項適用職員のうち、施行日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が施行日に受けることとなる給料月額を施行日の前日に受けていたものとみなして新規則第二十三条又は第二十四条の規定を適用する。

人事委員会規則七 八〇(期末手当、勤勉手当及び期末特別手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月二十日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 八〇(期末手当、勤勉手当及び期末特別手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 八〇(期末手当、勤勉手当及び期末特別手当)の一部を次のように改正する。

第五条の二第三号中「五級」を「四級」に改める。

別表第一教育職給料表(三)の項中「五級」を「四級」に、「四級」を「三級」に、「三級」を「二級」に、「二級」を「一級」に改める。

別表第一備考第一項中「行政職給料表」の下に、「教育職給料表(三)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七 八五(寒冷地手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月二十日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 八五（寒冷地手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 八五（寒冷地手当）の一部を次のように改正する。

第二条から第八条までを次のように改める。

（条例第十八条第一項の人事委員会が定める寒冷の地域等）

第二条 条例第十八条第一項の人事委員会が定める寒冷の地域は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号。以下「寒冷地手当法」という。）別表四級地の項に掲げる地域（青森県を除く。）とする。

2 条例第十八条第一項の人事委員会が定める職員は、同項に規定する基準日（以下第六条及び第七条において「基準日」という。）の属する月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて次に掲げる職員のいずれかに該当することとなる職員とする。

一 刑事休職者（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十二号。以下「法」という。）第二十八条第二項第二号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）

二 無給休職者（法第二十八条第二項第一号又は職員の休職の事由を定める条例（昭和四十四年十二月青森県条例第四十二号）第二条の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

三 停職者（法第二十九条第一項の規定により停職にされている職員をいう。）

四 専従休職者（法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けている職員をいう。）

五 大学院修学休業職員（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしている職員をいう。）

六 育児休業職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条の規定により育児休業をしている職員をいう。）

七 外国派遣職員（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三月青森県条例第四号）第二条第一項の規定により派遣されている職員をいう。）

八 公益法人等派遣職員（公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第六十九号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第二条第一項の規定により派遣されている職員をいう。）（公益法人等派遣条例第四条の規定により寒冷地手当が支給される職員を除く。）

九 本邦外にある職員（第七号に掲げる職員及び条例第十八条第二項の表の「扶養親族のある職員」に該当する職員を除く。）

（条例第十八条第二項の人事委員会が定める地域）

第三条 条例第十八条第二項の人事委員会が定める地域は、寒冷地手当法別表一級地の項及び三級地の項に掲げる地域とする。

（世帯主である職員）

第四条 条例第十八条第二項の表の「世帯主である職員」とは、主としてその収入によつて世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。

一 扶養親族（条例第八条第二項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）を有する者

二 扶養親族を有しないが、居住のため、一戸を構えている者又は下宿、寮等の一部屋を専用している者

（扶養親族のある職員に含まない職員）

第五条 条例第十八条第二項の表備考の「第十条の二第一項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（人事委員会が定めるものに限る。）」は、条例第十条の二第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員であつて、職員の扶養親族が居住する住居（当該住居が二以上ある場合にあつては、すべての当該住居）と条例第十八条第一項に規定する寒冷地（以下第八条第一項において「寒冷地」という。）の市役所又は町村役場との間の距離のうち最も短いもの（次項及び第八条第一項第二号において「最短距離」という。）が六十キロメートル以上であるものとする。

2 条例第十八条第二項の表備考の「これに準ずるものとして人事委員会が定めるもの」は、条例第十条の二第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員以外の職員であつて扶養親族と同居していないものうち、最短距離が六十キロメートル以上であるものとする。

（日割計算による支給）

第六条 条例第十八条第三項の人事委員会が定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 基準日において次に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員（条例第十八条第一項に規定する支給対象職員をいう。以下この項及び次条において同じ。）が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、次に掲げる職員の内いずれかに該当する支給対象職員となつた場合

イ 条例第二十一条第二項若しくは第七項又は公益法人等派遣条例第四条の規定により寒冷地手当の支給を受ける職員

イ 条例第二十一条第二項若しくは第七項又は公益法人等派遣条例第四条の規定により寒冷地手当の支給を受ける職員

イ 条例第二十一条第二項若しくは第七項又は公益法人等派遣条例第四条の規定により寒冷地手当の支給を受ける職員

イ 条例第二十一条第二項若しくは第七項又は公益法人等派遣条例第四条の規定により寒冷地手当の支給を受ける職員

イ 条例第二十一条第二項若しくは第七項又は公益法人等派遣条例第四条の規定により寒冷地手当の支給を受ける職員

ロ 第二条第二項各号に掲げる職員

二 基準日において前号イ又はロに掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同号イ又はロに掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となつた場合

三 基準日において第一号イ又はロに掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、他の同号イ又はロに掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となつた場合

四 基準日において第一号イに掲げる職員に該当する支給対象職員について、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、条例第二十一条第二項若しくは第七項又は公益法人等派遣条例第四条の規定による割合が変更された場合

2 前項の場合における条例第十八条第三項の人事委員会が定める額は、同条第二項の規定による額を前項各号に掲げる場合に該当した月の現日数から職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）第三条第一項に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算して得た額とする。

（支給日等）

第七条 寒冷地手当は、基準日の属する月の条例第五条の人事委員会規則で定める日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに寒冷地手当に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 基準日から支給日の前日までの間において離職し、又は死亡した支給対象職員には、当該基準日に係る寒冷地手当をその際支給する。

3 基準日から引き続き第二項各号に掲げる職員のいずれかに該当している支給対象職員が、支給日後に復職等をした場合には、当該基準日に係る寒冷地手当をその際支給する。

4 支給対象職員が基準日の属する月にその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合における当該基準日に係る寒冷地手当は、当該基準日に支給対象職員が所属する給料の支給義務者において支給する。この場合において、支給対象職員の異動が支給日前であるときは、その際支給するものとする。

（確認）

第八条 任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）は、寒冷地手当を支給する場合において必要と認めるときは、職員の扶養親族の住居の所在地及び次の各

号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を確認するものとする。

一 職員の扶養親族の住居の所在地が寒冷地でない場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該職員が扶養親族と同居していること。

二 職員の扶養親族の住居の所在地が寒冷地でない場合であつて、当該職員が扶養親族と同居していないとき。 最短距離が六十キロメートル未満であること。

2 任命権者は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養親族の住居の所在地等を証明するに足る書類の提出を求めるものとする。 附則を削る。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成十六年十一月一日から適用する。

（改正条例附則第十項又は第十一項の規定による寒冷地手当に関する経過措置）
2 この項から附則第十一項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 改正条例 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十六年十二月青森県条例第五十九号）をいう。

二 改正前の条例 改正条例の規定による改正前の職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）をいう。

三 改正後の条例 改正条例の規定による改正後の職員の給与に関する条例をいう。

四 改正後の規則 この規則の規定による改正後の人事委員会規則七 八五（寒冷地手当）をいう。

五 旧寒冷地 改正条例附則第七項第一号に規定する旧寒冷地をいう。

六 新寒冷地 改正条例附則第七項第二号に規定する新寒冷地をいう。

七 経過措置対象職員 改正条例附則第七項第三号に規定する経過措置対象職員をいう。

八 特定経過措置対象職員 平成十六年十月一日（以下「旧基準日」という。）から引き続き次に掲げる職員のいずれかに該当する職員をいう。

イ 旧寒冷地（新寒冷地に該当する地域を除く。）に在勤する職員

ロ 新寒冷地（旧寒冷地に該当する地域に限る。）に在勤する職員（改正条例附則第十項に規定する支給対象職員を除く。）

九 特定基準在勤地域 特定経過措置対象職員が旧基準日以降において在勤したところのある旧寒冷地のうち、改正前の条例第十八条第二項及び第三項の規定（以下

この項において「旧算出規定」という。）を適用したとしたならば算出される同条第二項の規定による寒冷地手当の額が最も少なくなる旧寒冷地をいう。

十 特定基準世帯等区分 特定経過措置対象職員の前項第八号イに掲げる世帯等の区分（改正前の条例第十八条第二項及び第三項に規定する世帯等の区分をいう。以下同じ。）のうち、旧算出規定を適用したとしたならば算出される同条第二項の規定による寒冷地手当の額が最も少なくなる世帯等の区分をいう。

十一 特定みなし寒冷地手当基礎額 特定経過措置対象職員につき、改正後の条例第十八条第一項に規定する基準日（以下「基準日」という。）におけるその特定基準在勤地域をその在勤する地域と、その特定基準世帯等区分をその世帯等の区分とみなして、旧算出規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を五で除して得た額をいう。

十二 除外職員 基準日の属する月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて改正後の規則第二条第二項各号に掲げる職員のいずれかに該当することとなる職員をいう。

3 改正条例附則第十項の規定による寒冷地手当の支給については、次に定めるところによる。

一 基準日（その属する月が平成十八年三月までのものに限る。）において特定経過措置対象職員である者のうち旧基準日から引き続き前項第八号イに掲げる職員に該当するものに対しては、特定みなし寒冷地手当基礎額の寒冷地手当を支給する。

二 基準日（その属する月が平成十八年十一月から平成二十二年三月までのものに限る。）において特定経過措置対象職員である者のうち旧基準日から引き続き前項第八号イに掲げる職員に該当するものに対しては、特定みなし寒冷地手当基礎額が、次の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を超えることとなるときは、特定みなし寒冷地手当基礎額から同表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

| | |
|-----------------------|-------|
| 平成十八年十一月から平成十九年三月まで | 八千円 |
| 平成十九年十一月から平成二十年三月まで | 一万四千円 |
| 平成二十年十一月から平成二十一年三月まで | 二万円 |
| 平成二十一年十一月から平成二十二年三月まで | 一万六千円 |

三 基準日（その属する月が平成十八年三月までのものに限る。）において特定経過措置対象職員である者のうち前項第八号イに掲げる職員（旧基準日から引き続き同号イに該当するものを除く。）に該当するものに対しては、次に掲げる額のうちいずれか低い額の寒冷地手当を支給する。

イ 特定経過措置対象職員であつて前項第八号イに掲げる職員に該当するものである期間において在勤したことのある旧寒冷地及び旧基準日以降における世帯等の区分によつて特定基準在勤地域及び特定基準世帯等区分を定めるものとした場合における特定みなし寒冷地手当基礎額（以下「改正規則附則第三項第一号支給額」という。）

ロ 次に掲げる額のうちいずれか高い額

(1) 特定経過措置対象職員であつて前項第八号ロに掲げる職員に該当するものである期間において在勤したことのある旧寒冷地及び旧基準日以降における世帯等の区分によつて特定基準在勤地域及び特定基準世帯等区分を定めるものとした場合における特定みなし寒冷地手当基礎額から改正条例附則第八項の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額（以下「改正条例附則第八項支給額」という。）

(2) (1)の特定基準在勤地域及び特定基準世帯等区分により改正後の条例第十八条第二項の規定を適用したとしたならば算出される最も低い寒冷地手当の額（以下「最低新手当額」という。）

四 基準日（その属する月が平成十八年十一月から平成二十一年三月までのものに限る。）において特定経過措置対象職員である者のうち前項第八号イに掲げる職員（旧基準日から引き続き同号イに該当するものを除く。）に該当するものに対しては、次に掲げる額のうちいずれか低い額が零を超えることとなるときは、当該いずれか低い額の寒冷地手当を支給する。

イ 特定経過措置対象職員であつて前項第八号イに掲げる職員に該当するものである期間において在勤したことのある旧寒冷地及び旧基準日以降における世帯等の区分によつて特定基準在勤地域及び特定基準世帯等区分を定めるものとした場合における特定みなし寒冷地手当基礎額から第二号の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額（以下「改正規則附則第三項第二号支給額」という。）

ロ 改正条例附則第八項支給額又は最低新手当額のいずれか高い額

五 基準日（その属する月が平成二十一年十一月から平成二十二年三月までのもの

に限る。)において特定経過措置対象職員である者のうち前項第八号イに掲げる職員(旧基準日から引き続き同号イに該当するものを除く。)に該当するものに対しては、改正規則附則第三項第二号支給額又は最低新手当額のいずれか低い額が零を超えることとなるときは、当該いずれか低い額の寒冷地手当を支給する。

六 基準日(その属する月が平成十八年三月までのものに限る。)において特定経過措置対象職員である者のうち前項第八号ロに掲げる職員に該当するものに対しては、次に掲げる額のうちいずれか低い額が、その者につき改正後の条例第十八条第二項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、当該いずれか低い額の寒冷地手当を支給する。

イ 改正規則附則第三項第一号支給額

ロ 改正条例附則第八項支給額又は最低新手当額のいずれか高い額

七 基準日(その属する月が平成十八年十一月から平成二十一年三月までのものに限る。)において特定経過措置対象職員である者のうち前項第八号ロに掲げる職員に該当するものに対しては、次に掲げる額のうちいずれか低い額が、その者につき改正後の条例第十八条第二項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、当該いずれか低い額の寒冷地手当を支給する。

イ 改正規則附則第三項第二号支給額

ロ 改正条例附則第八項支給額又は最低新手当額のいずれか高い額

四 前項の場合において寒冷地手当を支給される特定経過措置対象職員である者が除外職員となるときは、その者の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、零とする。

五 附則第三項の規定により寒冷地手当を支給される特定経過措置対象職員である者が、改正後の規則第六条の規定の例によるものとした場合において同条第一項各号に掲げる場合に該当することとなるときは、その者の寒冷地手当の額は、附則第三項の規定にかかわらず、同条第二項の規定の例による額とする。

六 改正条例附則第十一項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

一 国又は他の地方公共団体の職員

二 公庫等の職員

三 青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年十二月青森県条例第八十三号)の適用を受ける者

四 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和二十八

年四月青森県条例第五号)の適用を受ける者

五 その他人事委員会が前各号に掲げる者に準ずると認める者

七 人事交流等により給料表の適用を受ける職員となつた者であつて、旧基準日以降の前項各号に掲げる者として勤務していた期間を給料表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に、基準日(その属する月が平成二十二年三月までのものに限る。)において経過措置対象職員又は特定経過措置対象職員である者となるものに対しては、この場合において改正条例附則第八項及び第九項又は附則第三項から第五項までの規定を適用したとしたならばこれらの規定による寒冷地手当を支給されることとなるときは、これらの規定の例による額の寒冷地手当を支給する。(経過措置対象職員の支給の特例)

八 改正条例附則第九項において準用する改正後の条例第十八条第三項の人事委員会が定める場合は、改正条例附則第七項第三号に規定する経過措置対象職員が除外職員となる場合とする。

九 前項の場合における改正条例附則第九項において準用する改正後の条例第十八条第三項の人事委員会が定める額は、零とする。

(旧寒冷地とみなす地域)

十 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十六号)の施行の際における改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)第一条に規定する寒冷地(北海道及び青森県の区域を除く。)は、改正条例附則第七項第一号に規定する旧寒冷地とみなす。

(支給日の特例)

十一 基準日が平成十六年十一月一日である寒冷地手当は、平成十六年十二月の職員の給与に関する条例第五条の人事委員会規則で定める日に支給する。

(雑則)

十二 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭